

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第145号

今回のテーマ「失踪者の発生が著しい送出国機関に対する措置（入管庁）」について

「失踪者の発生が著しい送出国機関に対する措置について（周知）」が、外国人技能実習機構 HP の重要なお知らせ 2021.6.18 に掲載されました。

（機構 HP より抜粋）

○失踪者の発生が著しい送出国機関に対する措置について（周知）

これまでの送出し状況や失踪者の発生状況などを考慮し、失踪者の発生が著しいと認められるとしてベトナム政府に通報した5機関のうち、4機関について、改善が認められるまでの一定期間、当該機関から送り出される技能実習生の新規受入れを停止する措置を実施することとされました。

○措置の期間

本年8月18日から、6か月経過後以降に当機構ウェブサイトにおいて措置解除した旨を公表するまでの間

○措置の内容

本年8月18日以降に当機構で受理する次の申請において、措置対象機関を取次機関とするものについては、上記2の措置期間が経過するまでの間、技能実習法令に定める外国の送出国機関の要件に適合しないものとして審査する。

- ・ 第1号技能実習計画認定申請
- ・ 第2号及び第3号技能実習計画認定申請（国内移行ケースを除く。）
- ・ 監理団体許可申請
- ・ 監理団体許可有効期間更新申請
- ・ 事業区分変更申請の内容

○上記文中の対象となる送出国機関に関する内容は、機構 HP の周知文書を確認ください。

また、留意事項についても確認をお願いします。 <https://www.otit.go.jp/>

「技能実習制度における失踪問題への対応について」

失踪技能実習生を減少させるための施策



出入国在留管理庁

1 失踪の主な原因

- ◇ 賃金等の不払いなど、実習実施者側の不適正な取扱い
- ◇ 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情



2 これまでの取組

- ◇ 平成29年11月に施行された技能実習法の下、外国人技能実習機構による適正化に向けた各種取組
 - ・ 技能実習計画の認定制
 - ・ 監理団体の許可制
 - ・ 定期的な実地検査
 - ・ 母国語相談体制の充実
 - ・ 二国間取決めによる送出しの適正化
 - ・ 違約金の定めなどの不適正な契約を認知した場合は、監理団体の許可を取り消し、送出国政府に通報するなど厳正に対処
- ◇ 法務省技能実習PTIによる制度の適正化に向けた検討（PTIにおける主な指摘事項）
 - ・ 失踪等事案の届出受理後の初動対応強化
 - ・ 二国間取決めや省令改正、在留カード番号等の活用などによる制度の適正化の一層の推進
 - ・ 技能実習生に対する支援・保護の強化

3 失踪防止に向けた主な施策

①不適切な監理団体・実習実施者等を制度に関与させないための施策

- ・ 失踪者を出した送出国機関・監理団体・実習実施者に対し、帰責性等を踏まえて技能実習生の新規受入れを停止
- ・ 相手国におけるブローカー対策を促すなど、二国間取決めに基づく対応の強化

②実習中の技能実習生を失踪させないための施策

- ・ 失踪技能実習生を雇用した企業名の公表
- ・ 特定技能の調査に併せて、技能実習生からも処遇状況（賃金等支払状況や人権侵害の有無）についてヒアリング

③失踪した技能実習生の不法就労を防止する施策

- ・ 失踪をさせた企業から失踪先等に係る情報収集の強化
- ・ 在留カード番号等を活用した不法就労等の摘発強化
- ・ 失踪技能実習生の在留資格取消しの強化
- ・ 失踪技能実習生に係る情報の関係省庁との共有

④その他

- ・ 失踪・死亡事案発生時の速やかな実地検査等の実施
- ・ 制度の厳格化について入管庁から監理団体に対して直接周知

※上記①～④の施策の実施に併せて、技能実習生に対する支援制度の周知徹底も行う。

失踪防止に向けた施策